



1. 釧路市共同募金委員会からのお知らせ

本年度も、釧路市内の小中高等学校の児童会・生徒会、専門学校に共同募金運動の協力を呼びかけ、多くの学校で校内での募金活動や街頭募金活動を実施していただきました。

学校募金 26校 / 159,012円 (昨年度 31校 / 242,929円)

【小学校（児童会など）10校】

釧路市立美原小学校 釧路市立東雲小学校
釧路市立芦野小学校 釧路市立中央小学校
釧路市立鳥取小学校 釧路市立興津小学校
釧路市立朝陽小学校 釧路市立阿寒小学校
釧路市立音別小学校 阿寒湖義務教育学校
前期課程・後期課程



学校募金

《 釧路市立朝陽小学校 》

【中学校（生徒会など）7校】

釧路市立青陵中学校 釧路市立鳥取西中学校
釧路市立共栄中学校 釧路市立桜が丘中学校
釧路市立大楽毛中学校 釧路市立阿寒中学校
釧路市立音別中学校



学校募金

《 釧路明輝高等学校ボランティア部 》

【高等学校・専門学校 9校】

釧路明輝高等学校 釧路明輝高等学校ボランティア部
釧路湖陵高等学校 緑ヶ岡学園武修館高等学校
阿寒高等学校 釧路市立高等看護学院
釧路市医師会看護専門学校 釧路孝仁会看護専門学校
くしろせんもん学校

街頭募金 8校 参加 (昨年度 8校)

釧路市立北中学校 釧路市立鳥取西中学校
釧路市立春採中学校 釧路商業高等学校
釧路北陽高等学校 緑ヶ岡学園武修館高等学校
釧路労災看護専門学校 阿寒高等学校



街頭募金

《 釧路市立春採中学校 》

■ お問い合わせ先：釧路市共同募金委員会 0154(24)1565



無料職業紹介所

お問合せ

釧路市福祉人材バンク
☎0154-24-1686

釧路市福祉人材バンク

釧路市福祉人材バンクってご存じですか？

職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可を得て行う公的な機関です。
求人・求職共に完全無料ですので安心してご利用いただけます。

福祉のお仕事に興味のある方へ
一人一人きめ細やかな
マッチングを心がけています

★講習会・職場説明会の案内
★事業所見学の同行
★求人情報の提供などの
サービスが受けられます



福祉のお仕事



検索・登録はこちらから

2. ボランティア保険のご案内

ボランティアセンターでは、各種ボランティア保険の加入申し込みを受け付けています。

日常的にボランティア活動を行っている方、地域福祉活動やボランティア行事を実施(主催)している方は、万が一の事故やケガに備えて保険加入をぜひご検討ください。

ボランティア活動保険	
概要	日本国内におけるボランティア活動中に起こる様々な事故に備える保険です。
プラン(保険料)	①基本プラン：350円 ②天災・地震補償プラン：500円 ※基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
補償期間	加入手続きの完了した日の翌日午前0時から年度末3月31日午後12時まで
主な補償対象	①活動中の事故 ②活動先への往復途上の事故 ③活動による賠償責任 ④活動による特定感染症の罹患 ⑤熱中症・食中毒
備考	複数の団体に所属してボランティア活動をしている場合、どこか1か所で保険加入すれば、その他の団体における活動についても補償されます。
ボランティア行事用保険	
概要	地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における様々な事故に備える保険です。
プラン (1名あたりの保険料)	・Aプラン(宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できる行事) 保険料：1日28円～ (行事種別により保険料が異なります。また、最低保険料は560円です) ・Bプラン(宿泊を伴う行事) 保険料：1泊2日241円(開催日数により保険料が異なります) ・Cプラン(宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事) 保険料：1日28円(最低保険料は560円です)
補償期間	加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます
主な補償対象	①行事中の事故 ②行事への往復途上の事故(Aプラン、Bプランのみ) ③主催者の損害賠償責任 ④行事による食中毒等 ⑤熱中症
備考	・必ず行事参加者全員(主催者を含む)でご加入ください。 ・プラン(保険料)の詳細はお問い合わせください。

■ 受付・お問い合わせ先：各支所ボランティアセンター

釧路：0154(24)1648 阿寒：0154(66)4200 音別：01547(6)2941

3. 「てつほくデイサービスセンター」事業所廃止について

「てつほくデイサービスセンター(釧路市鉄北在宅ケアセンター内)」は平成7年度から釧路市より委託を受け事業を開始し、介護保険がスタートした平成12年からはサービス提供事業者として指定を受け、多くの皆様のご協力を得て運営してまいりました。

このたび諸般の事情により、令和8年3月31日をもって事業所を廃止することとなりました。関係者の皆様にはご迷惑をおかけすることを心よりお詫び申し上げますとともに、これまで沢山の皆様に支えていただき心から感謝申し上げます。

てつほくデイサービスセンターと同じく「釧路市鉄北在宅ケアセンター」で運営しておりました「てつほくホームヘルプステーション」は令和8年4月1日より「あさひまちホームヘルプステーション(釧路市総合福祉センター内)」に統合し、「てつほく居宅介護支援事業所」は令和8年3月31日で廃止し、令和8年4月1日より「あさひまち居宅介護支援事業所(釧路市総合福祉センター内)」に統合し事業展開してまいります。

～阿寒支所からのお知らせ～

4. 「阿寒町ボランティアのつどい」終了しました！

2月21日（土）、阿寒町公民館において、阿寒町ボランティア連絡協議会との共催で「阿寒町ボランティアのつどい」を開催し、42名の方に参加いただきました。

今年度は『わがまち再発見！ 防災力を育てよう』と題し、石川県志賀町に派遣経験のある当会の博田秀治地域福祉課長が、災害とボランティア活動について、被災地での職員応援派遣時の体験を交えながら説明を行いました。

その後、災害図上訓練では、参加者がグループに分かれ、阿寒町の地図を囲み災害時をイメージトレーニングしながら、浸水や土砂崩れ等の危険がある場所の確認や役に立つ資源の書き込みを行いました。参加者は、地域の特徴や課題について話し合う事で、普段気づかなかった阿寒町の状況について改めて知る機会となりました。



▲グループワークの様子

■ お問い合わせ先：阿寒支所地域福祉係 0154(66)4200

～音別支所からのお知らせ～

5. 音別支所事務局移転のお知らせ

1984（昭和59）年の開設以来、長らく音別地域の社会福祉や保健衛生、ボランティアの窓口のほか、音別町本町地区の町内会館などコミュニティの拠点としての役割を担ってきた「音別町社会福祉会館」は、令和8年3月31日をもって閉館することとなりました。

それに伴い、福祉に関わる相談窓口のワンストップ化や業務効率の向上を図るため、当事務局は「音別町福祉保健センターほほえみ」内に移転いたします。

これを機に職員一同気持ちを新たに、より一層地域の皆様のご期待に沿えるよう活動してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお来る3月18日（水）より新事務所での業務開始となりますが、社会福祉会館の貸会議室は3月末まで利用可能となっており、移転日以降のご予約は新事務所にて受け付けております。

- 新事務所での業務開始日：3月18日（水）
- 移 転 先：音別町福祉保健センターほほえみ
〒088-0116 釧路市音別町中園2丁目119番地1
電話 01547(6)2941 FAX01547(9)5450
【ともに番号に変更はありません】
- 社会福祉会館の閉館日：3月31日（火）
- 社会福祉会館の貸会議室：3月末日まで利用可能



■ お問い合わせ先：音別支所地域福祉係 01547(6)2941

6. 緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)の普及状況

全市普及を目指して重点事業として進める緊急連絡カード推進事業“安心バトン”について、新規の実施や更新を検討している町内会がありましたら、事業の取り組み方などについて担当者より詳しくご説明をさせていただきます。更新カードの依頼も随時受け付けております。

※釧路地区では、右記に加え地区連未加入の12町内会で実施。総体で379町内会での実施となっています。

(実績:令和8年2月20日現在)

	地区	町内会数 (地区連加入)	実施数	達成率	増減	更新 (件)
釧路	東部南	90	73	81%	→	1
	東部北	98	72	73%	→	—
	中部南	81	60	74%	→	—
	中部北	57	45	79%	→	—
	西部	82	68	83%	→	2
小計(釧路地区)		408	318	78%	→	3
阿寒		32	32	100%	→	—
音別		17	17	100%	→	—
合計(全市)		457	367	80%	→	3

■ お問い合わせ先: 地域福祉課地域福祉推進係 0154(24)1648

7. 掲示板

子育てサポートセンター すくすくのご紹介

「子育ての援助を受けたい方」と「育児の援助を行える方」が会員となり、お互いに地域の中でたすけあいながら子育てをする会員制の相互援助活動です。ご利用・活動を希望される方は各所の担当へご連絡下さい。

釧路0154(23)2552

阿寒0154(66)4200

音別01547(6)2941

釧路市 権利擁護成年後見センター

成年後見制度の利用をサポートします。日常生活に不安のある方は、お気軽にご相談ください。

- ・成年後見制度の利用について
 - ・申し立て手続きの方法について
 - ・後見人活動について
- など

(※相談は無料です)

本所・地域福祉課

0154(24)1201

ホームヘルパー募集中

勤務時間/6:00~18:00の間3時間程度
勤務日数/週5日程度(応相談)
賃金/時給1,260円~

※経験年数による昇給あり

※通勤手当別途支給

応募資格/①普通自動車運転免許

※AT限定可。実際に運転可能なこと

②介護福祉士または介護職員

初任者研修修了(旧ホームヘルパー2級)以上

契約期間/令和8年4月1日~

令和9年3月31日まで

※契約更新の可能性あり

身分/定時職員(パートタイマー)

※詳細は下記へお問い合わせ下さい

本所・在宅福祉課

0154(24)1595

~ホームヘルパーとして働いてみませんか?~ 資格取得を応援します!

資格がなくても 本会職員として採用します!

- 介護職員初任者研修に係る費用を全額負担します。
 - 介護職員初任者研修受講期間中の給与を補償します。
 - ・受講期間中:時給1,075円
 - ・受講終了後:時給1,260円(直接ケア従事の時給)
- ※雇入れは採用時において満70歳未満の方になります。

資格取得に係る 期間や時間、資格取得後は?

- 介護職員初任者研修は、週1~3回のコースがあり、終了までに3~5ヶ月程度かかり、トータルで95時間程度の受講が必要となります。
- 介護職員初任者研修修了後、本会ホームヘルパーとして働いていただきます。

■子育て中や未経験、60歳以上の方も大歓迎です。詳細は下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】0154(24)1595(在宅福祉課 平間) ※お気軽にお問い合わせください